

個人事業税のあらまし

長野県 / 地方事務所

個人事業税とは

事業を営む方は、収益事業を行う際には、道路等の各種の公共施設を利用する等の様々な行政サービスを受けています。そこで、これらの経費の一部を負担していただくという趣旨で設けられているのが個人事業税です。

個人事業税を納めていただく方は

個人事業税を納めていただくのは、県内に事務所又は事業所を設けて、地方税法で定められた次の事業を個人で営んでいる方です。

区分	事業の種類				税率
第1種事業 (37業種)	物品販売業 保険業 金銭貸付業 物品貸付業 不動産貸付業 製造業 電機供給業 土石採取業 電気通信事業 運送業	運送取扱業 船舶ていけい場業 倉庫業 駐車場業 請負業 印刷業 出版業 写真業 席貸業 旅館業	料理店業 飲食店業 周旋業 代理業 仲立業 問屋業 両替業 公衆浴場業(サウナ風呂等) 演劇興行業 遊技場業	遊覧所業 商品取引業 不動産売買業 広告業 興信所業 案内業(通関案内業は除く) 冠婚葬祭業	5%
第2種事業 (3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業		4%
第3種事業 (31業種)	医業 歯科医業 薬剤師業 獣医業 弁護士業 司法書士業 行政書士業	公証人業 弁理士業 税理士業 公認会計士業 計理士業 社会保険労務士業 コンサルタント業	設計監督者業 不動産鑑定業 デザイン業 諸芸師匠業 理容業 美容業 クリーニング業	公衆浴場業(銭湯) 歯科衛生士業 歯科技工士業 測量士業 土地家屋調査士業 海事代理士業 印刷製版業	5%
	助産師業	あんま・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業		装蹄師業	3%

申告書の提出は

- 上記の事業を行っている方で、前年のその事業の所得金額が事業主控除額(裏面参照)を超える方は、毎年3月15日までに、地方事務所税務課に個人事業税の申告をしていただきます。
ただし、次の方は申告書を提出する必要はありません。
(1) 所得税の確定申告書を税務署に提出された方
(2) 住民税の申告書を市町村に提出された方
その場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」の欄に必ず必要事項を記入してください。
- 年の途中で事業をやめた場合や法人に切り替えた場合等は、廃業の日から1か月以内(廃止が死亡による場合は死亡した日から4か月以内)に地方事務所税務課へ事業税の申告をしていただきます。
なお、申告書が期限内に提出されない場合や、「事業税に関する事項」の欄に記載のない場合は、損失の繰越控除などの適用ができなくなりますので注意してください。

税額の計算は

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得金額を基にして計算されます。税額の計算は、次のとおりです。

$$\left(\begin{array}{c} \text{事業所得金額} \\ \text{不動産所得金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{青色申告} \\ \text{特別控除} \\ \text{の金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{損失の控} \\ \text{除金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{事業主} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

税率はおもての表内の税率です。

事業所得金額、不動産所得金額

「事業所得金額」「不動産所得金額」は、収入金額から必要経費（事業専従者控除等を含む。）を差し引いたもので、その計算は概ね所得税の計算と同じ方法で行います。

所得税の青色申告特別控除の適用はありませんので、所得金額に加算します。

損失の控除金額

次の損失が生じたときは、翌年以降最長3年間にわたり事業による所得金額から差し引くことができます。

- ・ 青色申告をした方で、事業による所得が赤字になったとき
- ・ 災害によって生じた事業用の資産の損失があったとき
- ・ 青色申告をした方で、事業用の資産のうち土地や建物以外の機械・車両などを譲渡したために損失があったとき（ただし、白色申告をした方についても、損失の生じた年分からの控除はできます。）

事業主控除額

事業主控除額は年290万円ですが、事業を年の中途中で開始又は廃止した場合には、控除額が月割相当額になります。

納付の方法は

8月と11月の2回に分けて納税通知書（納付書）を地方事務所から送付しますので、最寄りの金融機関又は地方事務所税務課で納付してください。

前期分納期限 8月31日 **後期分納期限 11月30日**（納期限が休日の場合はその翌日となります。）

なお、税額が1万円以下の場合、前期に一括して納めていただきます。

また、所得税の修・更正等に基づく場合などについては、その都度課税となります。

不動産貸付業とは

個人事業税における不動産貸付業とは、次の基準を満たす不動産の貸付けを行っている場合に該当となります。

貸付不動産の種類	家 屋		土 地
	一 戸 建	一戸建以外	
住宅又は住宅用土地	10棟以上	10室以上	貸付契約件数が10件以上又は貸付総面積が2,000㎡以上
非住宅又は非住宅用土地	5棟以上	10室以上	貸付契約件数が10件以上
住宅、非住宅、土地等種類の異なる貸付けを併せて行っている場合	家屋の室数、棟数又は土地の貸付契約件数の合計が10件以上（10件未満であっても上記のいずれかの区分による基準を満たす場合は当該区分による。）		
競技場、遊技場、集会場等	野球場、卓球場、舞踏場、映画館等で競技、遊技、集会等の施設を施した場所を貸付けている場合		

上記の基準を満たさない場合でも、貸付建物の総面積が600㎡以上でかつ貸付建物に係る賃貸料収入が年間800万円以上の場合、課税の対象となります。

詳しくは、最寄りの地方事務所税務課へおたずねください。